

令和2年4月17日

「感染が拡大している地域として本学が別に定める地域」について

「感染が拡大している地域として本学が別に定める地域」として、下記3条件のいずれかに該当する都道府県とします。

- ① 緊急事態宣言が発令されている都道府県
- ② 都道府県で独自の「緊急事態宣言」等を宣言している地域
- ③ 過去2週間の累積感染者が100名を超えている地域

令和2年4月17日現在における対象地域は次のとおりです。

現在、47都道府県に非常事態宣言が発令されておりますので、本県を除く全都道府県が対象になります。

なお、「感染が拡大している地域として本学が別に定める地域」は毎週金曜日に更新、翌日土曜日からの適用とします。

以上